ウ　隣接チャネル選択度

［(ア)　略］

(イ)　陸上移動局の隣接チャネル選択度

(i)　一の搬送波を受信する場合（二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。）

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された妨害波を基準感度より同表の下欄に掲げるデシベル分高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上であること。

チャネル間隔（MHz）	五	一〇
離調周波数（MHz）	五	七・五
変調された妨害波の電力と基準感度の差分（dB）	四五・五	四五・五

［(ii)～(iv)　略］

エ　相互変調特性

［(ア)　略］

(イ)　陸上移動局の相互変調特性

(i)　一の搬送波を受信する場合（二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。）

基準感度より次の表の二の欄に掲げるデシベル分高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された妨害波を、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上であること。

一　チャネル間隔（MHz）	五	六	一〇	二〇
二　希望波の受信電力と基準感度の差分（dB）				
三　変調のない妨害波の離調周波数（MHz）				
四　変調された妨害波の離調周波数（MHz）				

ウ　［同上］

［(ア)　同上］

(イ)　［同上］

(i)　［同上］

［同上］

チャネル間隔（MHz）	一〇	［同上］
離調周波数（MHz）	七・五	［同上］
変調された妨害波の電力と基準感度の差分（dB）	四五・五	［同上］

［(ii)～(iv)　同上］

エ　［同上］

［(ア)　同上］

(イ)　［同上］

(i)　［同上］

［同上］

一　チャネル間隔（MHz）		
二　希望波の受信電力と基準感度の差分（dB）		
三　変調のない妨害波の離調周波数（MHz）		
四　変調された妨害波の離調周波数（MHz）		